外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一 一～五　（略） 六　その他（七職種十作業） （略） 七　（略） **別表第二** 一～六　（略） 七　その他（十六職種二十八作業） （略） 八　（略）	**別表第一** 一～五　（略） 六　その他（六職種九作業） （略） 七　（略） **別表第二** 一～六　（略） 七　その他（十五職種二十七作業） （略） 八　（略）

職種	作業	試験	試験実施者
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造技能実習評価試験	一般社団法人全国コンクリート製品協会
宿泊	接客・衛生管理作業	宿泊技能実習評価試験	一般社団法人宿泊業技能試験センター

職種	作業	試験	試験実施者
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造技能実習評価試験	一般社団法人全国コンクリート製品協会
（新設）			

職種	作業
（略）	
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造
宿泊	接客・衛生管理作業

職種	作業
（略）	
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造
（新設）	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月二十五日　　環境大臣　小泉進次郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（産業廃棄物収集運搬業の許可の申請） **第九条の二**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 一～十四　（略） 十五　申請者が令第六条の九第二号に掲げる者（以下「優良産業廃棄物収集運搬業者」という。）に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面	（産業廃棄物収集運搬業の許可の申請） **第九条の二**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 一～十四　（略） 十五　申請者が令第六条の九第二号に掲げる者（以下「優良産業廃棄物収集運搬業者」という。）に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面